

平成29年度扶養現況調査は 8月に実施いたします

健康保険法施行規則第50条に基づき、該当者の方に被扶養者現況確認調査をさせていただきます。

ダスキン健康保険組合では、18歳以上の子女、配偶者、40歳以上の被扶養者のいる方には、業務委託先(株)オークスから調査書が届きます。

なお、事務所から8月に配布される「平成29年度住民税・県民税特別徴収税額通知書」は扶養現況調査時に添付書類として必要になりますので、大切に保管しておいてください。

平成 29年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書 (納税義務者用)

この通知書は、平成29年度(令和元年)の市民税・県民税の特別徴収税額を通知するものです。納税義務者は、この通知書に基づき、給与支払者に特別徴収税額を徴収していただくことになります。

通知書には、納税義務者の氏名、住所、給与支払者の名称、特別徴収税額の計算式、および納付期限などが記載されています。

自分でできる資格確認

下記の項目に1つでも該当する方は、『被扶養者資格の喪失』となりますので、喪失届とダスキン健康保険組合保険証を事務所担当者まで提出をお願いいたします。

- 就職し、他の健康保険組合に加入している。
 - 年間収入が130万円 (* に該当する方は180万円) 以上になる。
 - 給与収入が月額108,333円 (* に該当する方は149,999円) を毎月超えている。
 - 雇用保険の基本手当日額3,616円 (* に該当する方は5,000円) 以上受給している。
 - 平成28年度中に一時的な収入 (不動産・株式の売却益など) が130万円 (* に該当する方は180万円) 以上になる
- * に該当する方とは、60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者の方

平成28年度扶養調査報告

調査対象者	1,794名
平成29年3月末までの期間認定	19名
被扶養者削減件数	78名

今回の扶養調査では回答期日までに届かない、添付書類の不備 (配偶者の必要書類) が多いなど、審査に時間がかかりました。

平成29年度は書類不備のないよう期日までにご提出くださいますようお願いいたします。

また、平成28年10月に実施いたしました扶養調査で70名を超える扶養 (減) 異動の手続きがありました。扶養認定要件を満たさない被扶養者 (ご家族) が、手続きをせずダスキン健康保険組合に加入したままですと、資格喪失時点まで遡り医療機関にかかった健保負担分を被保険者に請求することになります。

さらに被保険者の方のご負担だけでなく、皆さまからお預かりしている保険料の支出が膨らみ国への納付金に影響し保険料率の引き上げ要因になりかねません。

被扶養者の就職等状況が変わりましたら、すみやかなお手続きをいただきますようご協力の程よろしくお願いいたします。